
佐賀産業保健推進連絡事務所「かささぎ」メール・マガジン

2014年2月 第70号

【目次】

- 1. お知らせ
 - 2. 産業保健相談員のコーナー
 - 3. 研修会のご案内
 - 4. 産業保健関係情報
-

1. お知らせ

◆平成25年度 産業医研修会の終了について

平成25年度の産業医研修会は、すべて終了いたしました。たくさんのご参加ありがとうございました。

平成26年度の産業医研修会の開催予定については、当連絡事務所のホームページ等で順次ご案内いたしますので、よろしく願いいたします。

~~~~~

2. 産業保健相談員のコーナー

「はか・る」

基幹相談員 濱 英海  
(担当分野：労働衛生工学)

皆さんは、食料品の購入、ガソリンの給油、タクシーを利用された時に料金を支払われていると思います。これらのことには、はか・るが関係しています。他にも多くのはかる行為があります。はかることによって、お金のやり取りが発生します。生活の中で重要なことのひとつです。これらの計量は、ト

レーサリビティと言って国が定める計量標準により校正された計量器によって、測定値の信頼性が確保されています。広辞苑によると「測る、計る、量る」は、『数量を調べて知る。測定器などを用いる場合は「測」、はかり・ますの場合は「量」を使うことが多い。』と示されています。

作業環境測定は、作業場で使用されている有害物質を測ります。例えば、粉じん、有機溶剤等の濃度を測定して、作業場の状況を数値でもって示します。人は五感（見る、聞く、嗅ぐ、味わう、触れる）を持っており、体で感じることができます。素晴らしい機能を持っていますが、個人差が大きく、あいまいな点があります。例えば、工場に入ったとき「今日は臭いがきついな。」「今日は、いつもよりうるさいな。」と感ずることがあったとしてもどれほどの違いかは、数字で示さない限り、正確に伝えることはできません。

作業環境測定は単位作業場所の測定を行い、測定値から統計処理を行って、評価値を算出します。この評価値と管理濃度（指標）を比べて、良く管理されている状態か、改善・対策が必要か、評価します。この評価結果に基づき、改善のためのアクションを起こすこととなります。

測ることで、数値化されている作業場の状況を客観的に知ることができます。測ることで、働いている作業員の皆さんの健康を守ることに繋がっているのです。皆さん、働いておられる作業場の環境状況を測ってみませんか。

～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．

### 3. 研修会のご案内

#### ◇平成25年度 産業保健研修会（2月・3月）のご案内

##### 研修会番号【36】

日時 平成26年2月24日（月）14：00～16：00

会場 メートプラザ佐賀 1階研修室（佐賀市兵庫町大字藤木1006-1）

テーマ「働き盛りにおこる“がん”」

講師 庄野菜穂子 先生

##### 研修会番号【37】

日時 平成26年2月27日（木）14：00～16：00

会場 アバンセ4階 第2研修室（A）（佐賀市天神3丁目2-11）

テーマ「最近の精神疾患の動向について②」

講師 門司 晃 先生

研修会番号【33】※都合により1月24日（金）から日程変更となりました。

日時 平成26年3月7日（金）14：00～16：00

会場 アバンセ4階 第3研修室（A）（佐賀市天神3丁目2-11）

テーマ「健康診断の事後措置」

講師 後藤英之 先生

研修会番号【38】

日時 平成26年3月11日（火）14：00～16：00

会場 メートプラザ佐賀 1階研修室（佐賀市兵庫町大字藤木1006-1）

テーマ「化学物質取扱いの健康管理」

講師 市場正良 先生

※開催時間・研修会場が開催日によって異なりますので、ご注意ください。

※受講を希望される場合は、所定の申込書類（メール又はFAX）にて事前の申込みをお願いいたします。

※定員（各30名）に達した場合は、受付を締め切らせていただきますのでご了承下さい。

※一部の研修については、厚生労働省委託事業「ストレスチェック等を行う医師や保健師等に対する研修事業」により実施しています。

※詳しくはこちらから↓↓↓

<http://sanpo41.jp/index.php?id=22>

たくさんのご参加お待ちしております。

～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．

## 4. 産業保健関係情報

### 《その他》

▽平成25年12月24日の労働政策審議会からの建議「今後の労働安全衛生対策について」を踏まえ、平成26年1月23日、厚生労働大臣より同審議会に対し、「労働安全衛生法の一部を改正する法律案要綱」について諮問が行われました。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000035467.html>

▽厚生労働省は平成 26 年 1 月 29 日、「化学物質による労働者の健康障害防止措置に係る検討会」報告書（第 2 回）をまとめたとして公表しました。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000035876.html>

▽厚生労働省は平成 26 年 2 月 7 日、「建築物の解体等における石綿ばく露防止対策等技術的検討のための専門家会議」の報告書を公表しました。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000036685.html>

▽厚生労働省の委託により、産業医学振興財団において、働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」が開設されています。

<http://kokoro.mhlw.go.jp/>

▽厚生労働省では、職場のパワーハラスメントの予防・解決に向けたポータルサイト「みんなでなくそう 職場のパワーハラスメント あかるい職場応援団」が開設されています。職場のパワーハラスメントの予防・解決に向けた取組を推進するための「職場のパワーハラスメント対策ハンドブック」も無料でダウンロードできますので、ご活用下さい。

<http://www.no-pawahara.mhlw.go.jp/>

### ◎メンタルヘルス対策支援センターのご利用案内◎

メンタルヘルス対策支援センターでは、メンタルヘルスの専門家（相談員）がメンタルヘルスの不調の予防から職場復帰支援プラン作成まで、様々な相談・問合せに対応しています。又、メンタルヘルスの専門家（促進員）が職場を訪問し、メンタルヘルス対策の実施等についてアドバイスしています。提供するサービスはすべて無料です。

ご利用希望の方は、メンタルヘルス対策支援センター（佐賀産業保健推進連絡事務所内 TEL：0952-28-6037）までお問い合わせ下さい。

※詳しくはこちら↓↓

<http://sanpo41.jp/index.php?id=14>

## ◎地域産業保健センターのご利用案内◎

地域産業保健センターでは、労働者数 50 人未満の小規模事業場の事業者及び労働者を対象として、労働安全衛生法で定められた健康管理や保健指導等の産業保健サービスを無料で提供しています。

ご利用希望の方は、佐賀県地域産業保健センター（佐賀産業保健推進連絡事務所内 TEL：0952-27-6705）又は各地域産業保健センターへお問い合わせ下さい。

※詳しくはこちら↓↓

<http://sanpo41.jp/index.php?id=27>

☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆

ご相談・ご質問をお待ちしています！

☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆

佐賀産業保健推進連絡事務所では、産業医や事業所の労務管理者等の方が産業保健活動を実践する上での様々な問題に関するご相談・ご質問を窓口（予約面談）・電話・Eメール等で受け付けています。各専門分野の産業保健相談員を中心に対応し、解決方法を助言させていただきます。ご相談は無料ですので、どうぞお気軽にご利用ください。

### 【担当分野・相談例】

産業医学：●健康診断の事後措置●職業性疾病の予防対策●職場巡視の方法

労働衛生工学：●作業環境の維持管理と改善の方法●測定機器の扱い方

メンタルヘルス：●職場におけるメンタルヘルスの進め方

労働衛生関係法令：●関係法令の解釈

カウンセリング：●職場における指導●相談の進め方

保健指導：●勤務形態や生活習慣病に配慮した生活指導の仕方

※各専門分野の相談員名簿についてはこちら↓↓

<http://sanpo41.jp/index.php?id=7>

★★★★★★★★★★★★

講師斡旋のご案内

★★★★★★★★★★★★

佐賀産業保健推進連絡事務所では、産業保健に関する研修等を希望される事

